

平成 28 年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】平成 28 年 8 月 3 日（水）午後 5 時 30 分～午後 7 時

【場 所】燕市役所 3 階 会議室 301

【出席者】委 員 池田 弘、遠藤貴子、喜多栄太、田中 進、田村 秀
細野美恵子、三井田可人、山崎綾子（敬称略）

事務局 企画財政部部長 田辺秀男

企画財政課課長 阿部久紀、同副主幹 五十嵐潤一、杉本俊哉

同政策専門員 高山貴博、同主任 石村由紀

総務課長 前山正則、同係長 大塚小由紀

【欠席者】 委 員 笹川常夫、高橋真由美（敬称略）

1. 開会

事務局：ただいまから、28 年度第 2 回行政改革推進委員会を開催いたします。最初に企画財政部長がご挨拶を申し上げます。

企画財政部長：皆さまお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。今回は、前年度実績と前計画の総括についてご説明いたします。忌憚のないご意見をいただき、今後の取り組みに活かしていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

また先般、新潟大学と燕市の間で包括連携協定を締結させていただきました。大学の専門的な知識、若者のアイデアを施策の充実や効果的な事業の実施に繋げていけることなどから、大きな観点からは行革の一つと捉えることができると思っていますので、皆さまにご報告させていただきます。

2. 会長あいさつ

会長：皆さんこんばんは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は、前年度等のレビューを行い、それを今後活かしていくということです。

行革においては、様々なところと連携していくというという視点も大事であり、企画財政部長のお話にもありましたように、新潟大学も市と包括連携協定を結ぶことができました。そういった連携などを通じて、前向きな行革に繋がっていけばという風に思っておりますので、よろしくお願いたします。

3. 議題

（1）燕市行政改革大綱後期実施計画

「平成 27 年度実施計画」の取組実績について（資料 1）

会長：最初に燕市行政改革大綱後期実施計画、平成 27 年度の取り組み実績について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

会長：いまほど説明がありました、平成 27 年度の実績について質問などありましたら挙手をしてからご発言をお願いします。

ふるさと納税が伸びているのは大変素晴らしいと思いますが、内訳として、どこの地域からが多いなどがありますか。

事務局：東京、神奈川、埼玉など関東からの寄附がかなり多くなっています。これについては、全国的に同様の傾向があります。

会長：ふるさと納税に関して、プラスマイナスについてはいかがですか。

事務局：寄附として入ってきた額が 5 億 8,000 万円、他市への寄附による燕市の税収減が、約 970 万円でした。資料 1 の 15 ページでは、5 億 8,000 万円のうち、お礼の品等の経費を 6 割として、財政的効果額を 2 億 3,000 万円としています。

委員：資料 1 の 17 ページ、No.3-1「定員適正化計画の適正な実施」ですが、この計画が財政に関しては、人件費ということで非常に大きなウェイトを占めています。正規職員は職員数が載っていますが、いわゆる臨時職員が表に出てきていないので、正規職員だけの数字をみて、うまく行ったと判断して良いのかという疑問があります。

併せて、指定管理者制度の導入によって、財政処理上、一般経費も人件費も一括で業務委託費というような処理がなされ、そうすると人件費というものの金額が、業務委託費に変わってしまうのではないですか。

事務局：二つ目のご質問から回答します。指定管理制度に移行するということは、今まで正規職員が直営でやっていた仕事を、今度は請け負う民間の企業・団体が自らの体制をもって行うということで、決して市職員の人件費をそこにつけ替えるということではありません。理論上、それまで直営で職員がやっていたことを外に出すので、その分仕事が減り、その分の人件費が減ると言う形です。

従前、維持管理費でかかっていた経費が、指定管理化もしくは民営化すれば当然、金額的に低くなるということです。

また、正規の職員では人件費として 700 万円かかっていたところを、委託に振り替えることによって、実際にはそれ以下になっているとは言えます。

事務局：正規職員と臨時職員を合わせて比較しなければというお話ですが、比較表を作成し、ご報告したいと思います。

人数的な部分では、平成 26 年度の臨時職員が 496 人に対し、平成 27 年度の臨時職員が 471 ということで、20 人ほど減っています。ですので、人件費についても臨時職員に関する人件費についても下がっているだろうという推測が出来ます。正規職員も減ってきていますので、トータルでも人件費は減っていると言えます。

委員：やや遅れている No.2-2「自動販売機設置場所の貸付の実施」ですが、これが進まない理由はなんですか。

事務局：自動販売機は、目的外使用料、違う表現をするといわゆる場所代を負担してもらった形で、1台あたり4～5万円程度の収入でした。一方で、民間の事業者の、もう少しお金をかけてでもここに置きたいというような要望があります。先進事例でも、1台あたり20～30万円ほど得られた例がありましたので、燕市としても試行的に入札をし、100万程度の成果ができました。

しかしながら、市全体として自動販売機が100台弱施設にありますが、それら全てについて入札ができるかという、場所の問題など個別の課題があります。いかにして市として最大の利益に繋げるか、その方法を継続して検討しているところです。

委員：資料1の27ページに、「公園の整理統合の推進」が掲げられており、公園の遊具を取り外していくということですが、どういう理由で遊具を取り外していかなければならないのか、背景をお聞かせください。

事務局：遊具は安全性が大事で、長い年度維持管理するには相当なコストがかかるためということが挙げられますが、ただそれのみを理由に取り払うのではありません。その地域の方や自治会と話し合いをしながら、合意形成のもとで少しずつ進めてきています。

委員：地元の了解を得ながらというのはわかりますが、これでは子どもたちの満足度を達成できないのではないかと、少し寂しい感じがします。

事務局：あくまでも行政改革の切り口では、財政負担の軽減を打ち出していますが、第二次総合計画の中では、市民一人当たりの公園面積を増やし、身近な公園を充実していくことにも取り組んでいくこととしています。

委員：テレビ窓口対応システムの導入について、稼働から2年経過して、利用件数が0件で、いままでクレーム、相談ともに無い状況ですが、これは今後も運用を続けていくのですか。こういうシステム自体を市民が知っているのかどうかや、なぜ相談件数が少ないのかなど、ご説明をお願いします。

事務局：このシステムは、2箇所のサービスコーナーに設置しています。インターネットを通じたテレビ電話で、本庁舎の職員と相談できるものです。

複雑なシステムを入れているわけではありませんので、経費は殆どかかっておりません。ですので、わざわざ撤去する必要はないと考えています。

委員：「事務事業（補助金・委託料等）の見直し」の反省点・改善点で、「繰越金、資産等保有状況調査に協力していただけない団体がある」とあります。大事な血税を補助金等で支給しているわけですので、調査への協力は当然だと思のですが、こういう団体は多いのですか。

事務局：補助金交付要綱に定められた財務諸表等は、年度ごとに提出していただいています。一方で、平成 26 年度決算の監査において、少額の補助金が出されている団体の中には、繰越金が多い団体もあり、そういったところに、僅かな補助金を出すのはいかがなものかというご意見がありました。そういった視点から、補助金の必要性を検討していく上で、任意のお願いで調査を行っている中で、僅かですが、指定されているもの以外については出していただけないケースがあるということです。ご理解を得ながら、今後も情報収集を行っていきたいと思います。

会長：今後は義務付けるという選択肢はないですか。厳しく言えば、税金が入っているのだから、と言う見方も一方ではあります。

事務局：補助制度の新設にあたっては、そのような議論が出来るかもしれませんが、現在の制度上、補助というのはあくまでも今年度行うことに対しての補助という仕組みです。その団体のストック如何でどうかということ、制度的につくるのは難しいのではないかとこの観点があるかと思えます。

委員：きちんと検証するシステムがあるといいのですが、補助金を出しっぱなしで、後は多少の聞き取り、調書をもって終わりということでは、ちょっと問題があるのではないですか。

事務局：補助要綱に定められた目的通りに使われているかということについては、履行確認や検査もしていますので、そこは間違いはないのですが、結果としてこの団体が留保財源を持っている中で、本当に補助が必要であるのかといった意見もありますので、改善していける部分がないか検討していきたいと思えます。

会長：私はそもそも導入すべきだと考えます。いくらその事業が単年度として公共性があるから補助を出せると言っても、本来は自分たちでやればいいのかという見方をする人も当然います。直ちに導入は難しいと思えますが、そういった厳しい見方があり、また、そういう見方をする人が増えているのではないかと思います。

事務局：個別に聞くと、外形上留保財源が有るようにみえても、何年後かに来るような大きな投資が控えているなど、説明できる場合もあります。

会長：そういう説明がきちんとつけばいいと思えます。問題は、そういった資料を出さないというところですね。これからは行政だけではなく、各種団体もどんどん情報公開をしなければならなくなります。そういう中で、もう少し検討の余地があるのではないかとこの意見です。

委員：ジェネリック医薬品の利用促進の効果額は、お医者さんの治療、処置費等を含めた数字なのですか。医薬品だけなのですか。

事務局：薬剤費ベースで算定しています。

委員：燕市の人口は約 8 万人、医者にかかった人間は大体 2/3 と仮定すると、4 万人。1 人 1,000 円削減したとしても 4,000 万円です。そうすると、6,300 万円は低いのではないですか。

事務局：一般の健康保健や共済は含まれていません。国民健康保険加入者のみです。

委員：市の負担が軽減された金額は、実際にはどのくらいですか。

事務局：以前も説明させていただきましたが、2割負担や3割負担など、個別に負担の割合が異なるということもあり、国保財政に直接影響している額を正確に算定することは困難です。

事務局：大雑把にいうと、100医療費がかかるうち、50以上が税金です。そこを国や県や市が負担しています。受益者負担は10~20で、この部分が、新薬だと10かかっていたのが、ジェネリックにすることにより7とか8になる。その2から3の差の積み上げが6,000万円という話です。

確かにそういった構造が分かりにくい点についてはご指摘の通りだと思いますので、次回、わかりやすいイメージなどをご提示させていただきます。

委員：費用対効果の方で全体的にどうであるのか。かかっている金額を教えてくださいと思います。

会長：ちなみに国保加入者はどのくらいの数ですか。他の報告でも言えますが、人数や費用など、有る程度わかる範囲で出させていただくことによって初めて検証が出来ると思います。

事務局：国民健康保険被保険者数は、平成27年度末で18,139人です。国民健康保険全体の医療費が64億円ですので、6千万円というのは1%程ということになります。

委員：市と自治会との交流・意見交換というものは、将来、こういった計画に取り入れて進めていくということは考えられるのですか。

自治会は役所の下請けではないかという意識を持つ人も沢山いますが、私はそうではないと思います。自治会がもっと自分たちの考えなどを行政と意見交換することによって燕市全体が活性化していくというような活動が必要だと思います。そういうことも、重要なテーマではないかと思います。

事務局：自治会長さんの集まりである自治会連合会の総会などの活動の中でも、市長をはじめ、職員等が市の施策等をお示しし、それに対して質問いただくというかたちで交流させていただいています。また、市長が各地区を回る「ふれあいトーク」でも意見交換等をさせていただいています。

委員：私の住んでいる地区の自治会費が高いのですが、どんどん住む人は増えていくのに自治会に入らない人が多く、安くない。なのにサービスは自治会に入っている人も入っていない人も皆同じです。そうなってくると、不公平感もあつてか、地域同士でまとまりません。自治会なので自分たちでということは理解していますが、全て自治会任せではなくて、ある程度は行政として自治会の在り方を考えて、適正な基準とはどういうものなのかを示し、そういう不公平感というものを是正する道はないのでしょうか。

事務局：基本的には自治会ですので、自分たちでということになるのですが、災害時などには町内で助け合っという部分が出てきますので、市の姿勢としては、

できるだけ入ってくださいと言うことでお願いをしているところです。しかしながら、強制することまではできませんので、自治会の中でお願いするような部分であるのが現状です。

会長：恐らくこの話にはいろいろな事例があると思います。ここで議論するのはなかなか難しいですし、簡単に解決できることではないですが、そういう声があったということをお願いします。

委員：資料1の35ページ「住民票等の交付取扱い郵便局の拡大」について、平成28年3月末の申請件数が2,796件とありますが、交付全体に占める割合というのはどれくらいなのでしょう。

会長：今数字がなければ宿題とします。先程の医療費の話もそうですが、全体の数字を見ないとわからない場合があります。今後の説明の仕方として、そういったところもできるだけ押さえておく必要があると言うことです。

(2) 燕市行政改革大綱の総括について（資料2）

会長：それでは次の議題に移らせていただきます。総括ということですので、事務局から説明をお願いします。

（事務局から説明）

会長：ただいまの説明について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

委員：資料の見方ですが、先程、ジェネリックの取り組みだけでも平成27年度は6,380万円効果があったということでしたが、総括の平成27年度で、「行政コスト削減」が6,100万円となっている。「行政コストの削減」の中にはジェネリック以外にも項目があるはずですが、効果額が減っているのはどういうことですか。

事務局：総括表の「行政コストの削減」という項目には、No.1-1から1-4までの項目が含まれています。資料1の55ページの通り、その中の「補助事業（補助金・委託料等）見直し」の効果額がマイナス710万円のため、効果額が減っております。

委員：No.3-1「定員適正化計画の着実な実施」ですが、ここで言う適正とは何をもって適正と言うのですか。

事務局：現在、各部署からヒアリングを行っており、必要な人数を出して、それに基づいて行っていくというのが適正化という形と考えているところです。

委員：計画通りの採用が出来れば、100点ということになるのですか。

事務局：計画に基づき、人数の不足分を採用するという形になります。今回の場合では、資料1の17ページにありますが、最終年度の平成28年度において計画よりも8人ほどオーバーしてしまったということで、評価を4としています。

会長：想定外の仕事が増えているということでしたが、因みに想定外の仕事とは？

事務局：国や県から事務事業が移譲されていることもありますし、最近では地方創生や人口減対策など、そういったところで職員数が必要になってきています。

委員：計画からずれているということは了解しました。その採用した人数がおかしいというわけではないということですか。

事務局：そうです。

委員：一生懸命行政改革をした財政効果は、市債が減ったとか、新規事業ができましたとか、どういうかたちで反映されているのですか。

事務局：例えば、財政調整基金という、貯金が40億円ほどありますが、それが逆にマイナスになっている可能性があります。

委員：財政効果があったから、基金がきちんと維持できましたというのがわかれば、市民は良かったと思ってくれる。財政的効果は、こう使いましたという形で分かるようにしていただければと思います。

事務局：財政的効果額が、具体的にどこに使われているかということはなかなか言いにくいのですが、マクロとして、財政指標の健全化に寄与しているということです。

4. その他について

会長：その他ということで、事務局の方から説明していただけますか。

(次回の日程について事務局から説明)

会長：前計画の総括についていろいろな意見が出ましたが、これからは繋げていくように、各部局にもきちんと伝えて頂きたい。そして改善していくというような取り組みをやっていただければと思います。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。皆さまお疲れさまでした。